

第 21 回 奈井江町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午後 4 時 2 5 分から午後 4 時 4 4 分
2. 開催場所 奈井江町役場 庁議室
3. 出席委員（1 0 人・議席番号順）
 - 会長 笹 木 憲 一
 - 会長代理 伊 藤 弘
 - 委員 8 人
4. 欠席委員 0 人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名について
 - 3 会期の決定について
 - 4 諸般報告
 - 5 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について
 - 6 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可申請について
 - 7 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の承認について（賃借権設定）
 - 8 その他

会 長	只今より第 2 1 回奈井江町農業委員会総会を開会いたします。 (会長あいさつ)
会 長	本日は、全員の出席でありますので、総会は成立いたします。 (議事録署名委員の指名)
会 長	日程第 1 議事録署名委員の指名について、私の方から指名いたしてよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
会 長	それでは、議事録署名委員に 7 番 鈴木康永委員、8 番 森謙一委員の両名を指名いたします。 (会期の決定)
会 長	日程第 2 会期の決定について、本日 1 日間といたします。ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
会 長	(諸般報告) 日程第 3 諸般報告を議題といたします。 諸般報告は、書面のとおりでございます。ご質問等ございませんか。
各 委 員	(質疑なしの声あり)
会 長	それでは、諸般報告を報告済みといたします。
会 長	日程第 4 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定により、農業委員会に提出

	されました、申請番号合解の2、所在は、[REDACTED]で、 現況地目は、田、面積は[REDACTED]㎡他 合計7筆、[REDACTED] [REDACTED]㎡。所在、[REDACTED]現況地目、畑、面積は[REDACTED] [REDACTED]㎡です。貸付人は[REDACTED]さん、借受人は[REDACTED]さんです。 解約申入・成立日については、令和7年5月10日、土地の引渡・通知日については、令和7年5月28日です。所在図は2ページに記載しております。なお、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 続きまして、申請番号合解の3、所在は、[REDACTED]で 現況地目は、田、面積は[REDACTED]㎡他 合計11筆、[REDACTED] [REDACTED]㎡です。貸付人は[REDACTED]さん、借受人は[REDACTED]さんです。 解約申入・成立日については、令和7年5月10日、土地の引渡・通知日については、令和7年6月20日です。所在図は4ページに記載しております。なお、賃貸借の解約が成立していると考えられます 申請番号合解の4、所在は、[REDACTED]で、現況 地目は、田、面積は[REDACTED]㎡。所在、[REDACTED] [REDACTED]現況地目、畑、面積は[REDACTED]㎡です。貸付人は[REDACTED]さん、 借受人は[REDACTED]さんです。 解約申入・成立日については、令和7年5月10日、土地の引渡・通知日については、令和7年6月20日です。所在図は5ページに記載しております。なお、賃貸借の解約が成立していると考えられます 議案第1号の説明は、以上です。
会 長	説明が終了しましたが、地区担当委員から補足説明をお願いします。
地 区 委 員	事務局の説明のとおりです。
会 長	議案第1号について、質疑ございますか。
各 委 員	(質疑なしの声あり)
会 長	それでは、議案第1号は原案どおり決定いたします。

会 長	続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について（農委処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、賃借権設定でございます。 申請番号3条の2、所在等は[REDACTED]現況地目は、田、面積は[REDACTED]㎡他 合計7筆、[REDACTED]㎡。所在、[REDACTED]現況地目、畑、面積は[REDACTED]㎡です。譲渡人は[REDACTED]さん、譲受人は[REDACTED]さんです。 経営面積、労力総数、稼働数については記載のとおりです。 申請理由については、借主が農地所有適格法人を設立したことによる名義変更です。所在図は2ページに記載しております。 資料1ページをご覧ください。農地法第3条調査書ですが、農地法第3条第2項各号には該当しておりませんので、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 続きまして、申請番号3条の3、所在は、[REDACTED]現況地目は、田、面積は[REDACTED]㎡他 合計26筆、[REDACTED]㎡。所在、[REDACTED]現況地目、畑、面積は[REDACTED]㎡他 合計4筆、[REDACTED]㎡です。譲渡人は[REDACTED]さん、譲受人は[REDACTED]さんです。 申請理由については、貸主が農地所有適格法人を設立したことによる使用貸借です。所在図は8ページと9ページに記載しております。 資料2ページをお開きください。農地法第3条調査書ですが、農地法第3条第2項各号には該当しておりませんので、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 議案第2号の説明は、以上です。
会 長	説明が終了しましたが、地区担当委員から補足説明をお願いします。
地 区 委 員	事務局の説明のとおりです。
会 長	議案第2号について、質疑ございますか。

各 委 員	(質疑なしの声あり)
会 長	それでは、議案第 2 号は原案どおり決定といたします。
会 長	続きまして、日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の承認について（貸借権設定）を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用集積等促進計画の承認、貸借権設定でございます。 申請番号集貸の 1、所在は、[redacted]で、現況地目は、田、面積は [redacted] m²他 合計 1 1 筆、 [redacted] m² です。貸付人 [redacted]さんから北海道農業公社を転貸人として、 [redacted]さんが借り受け。経営面積は、記載のとおりです。 利用目的は、田、貸し賃は、年 [redacted] 円、始期は [redacted] [redacted]、終期は、 [redacted] です。 その他の状況ですが、借主が農地所有適格法人を設立したことによる賃貸の組み直しです。所在図は 4 ページに記載しております。 資料 3 ページをご覧ください。申請番号集貸 1 の農地中間管理事業第 1 8 条の条項調査書でございます。調査項目すべて適合するとなっております。 続きまして、申請番号集貸の 2、所在は、 [redacted] [redacted]で、現況地目は、田、面積は [redacted] m²。所在、 [redacted] [redacted]、現況地目、畑、面積は [redacted] m²です。 貸付人 [redacted]さんから北海道農業公社を転貸人として、 [redacted]さんが借り受け。経営面積は、記載のとおりです。 利用目的は、田・畑、貸し賃は、年 [redacted] 円、始期は [redacted] [redacted]、終期は、 [redacted] です。 その他の状況ですが、借主が農地所有適格法人を設立したことによる賃貸の組み直しです。所在図は 5 ページに記載しております。

	資料4ページをお開き下さい。申請番号集貸2の農地中間管理事業第18条の条項調査書でございます。調査項目すべて適合するとなっております。議案第3号の説明は以上です。
会 長	説明が終了しましたが、地区担当委員から補足説明をお願いします。
地 区 委 員	事務局の説明のとおりです。
会 長	議案第3号について、質疑ございますか。
6 番 委 員	県の方で中間管理機構が運転資金が足りないとのことで、賃貸についても手数料を取るという所があると聞いているが、北海道については手数料はかかるのか。
事 務 局	現状は手数料かからないとなっております。
会 長	他にございますか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは、議案第3号は原案どおり決定といたします。
会 長	日程第7 その他 を議題といたします。事務局よりお願いいたします。
事 務 局	その他ですが、「地域計画に関するアンケート調査について」説明させていただきます。資料を2枚お配りしておりますが、農林水産省から全国農業会議所を通じて、地域計画に関するアンケートの協力依頼がありました。強制ではございませんが、調査にご協力いただける場合は、回答につきましてよろしくお願いいたします。 また、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和7年4月から農業委員会による相対での農地の賃借制度が廃止となり、「農地中間管理事業」を利用した賃借制度に一本化されることになりました。スケジュールと書かれた資料を1枚お配りしておりますが、今

		後は、中間管理機構（農業公社）が、あいだに入るため、事務手続きに時間が掛かることになりますので、ご理解いただきたいと思います。事務局からは以上です。
会	長	それでは、各団体からの報告をお願いいたします。 （各団体より情報提供）
会	長	以上をもちまして、本日の議事日程が全て終了いたしました。 これで第21回奈井江町農業委員会総会を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。
事	務	次回総会は6月24日（火）午後4時30分から開催いたします。 奈井江町農業委員会 会長 議事録署名委員 議事録署名委員
局		